

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

《通報先》福岡市保健所 精神保健・難病対策課

電話 092-711-4377 (平日午前9時~午後5時、土日祝除く)

メール seishin-tuho@city.fukuoka.lg.jp

郵送 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 精神保健・難病対策課 虐待通報窓口宛

※ホームページ⇒